

第1章 食育推進計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

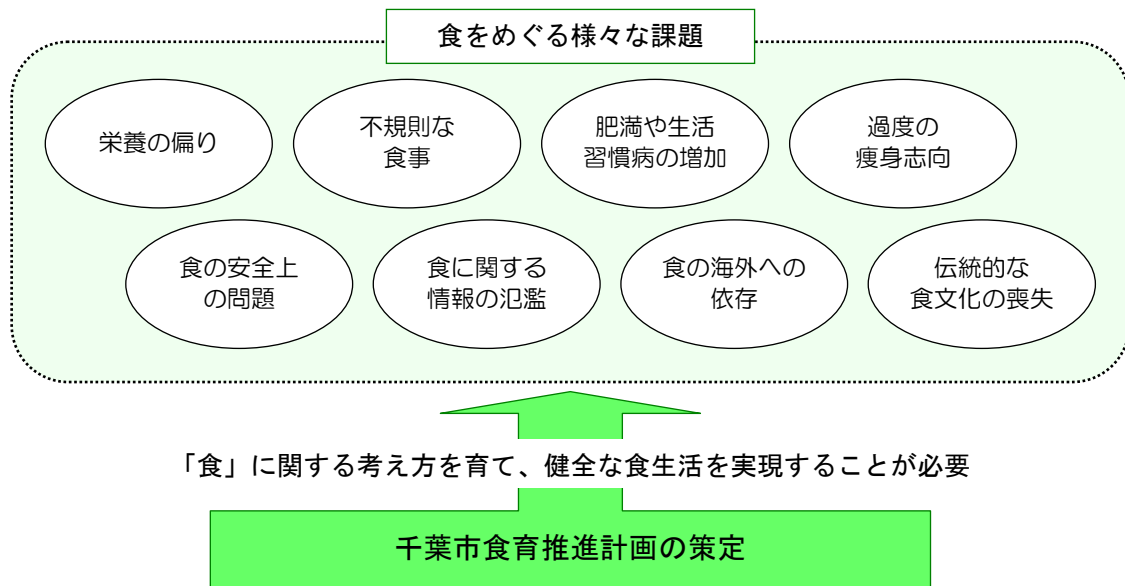
食べることは、私たちが健康で幸福な生活を送るために欠かすことのできない営みであり、それ自体が楽しみやコミュニケーションの重要な要素の1つでもあります。

近年、急速な経済発展に伴い、私たちの生活水準は向上し、価値観やライフスタイルは大きく変化しました。社会経済情勢等がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送るなかで、「食」の大切さへの意識が希薄となりつつあります。

また、朝食を食べないなど栄養の偏りや不規則な食生活により、肥満や生活習慣病が増加しているほか、食品の安全性や食料自給率の低下と輸入依存といった問題も指摘されるようになりました。

このような状況にあって、国は、平成17年7月に「食育基本法」を施行、平成18年3月には「食育推進基本計画」を策定し、食育を国民運動として推進するとともに、各自治体における各種食育施策の展開を求めています。

本市では、市民一人ひとりが食の大切さを考え、健康で心豊かな生活が送れるよう、「千葉市食育推進計画」を策定し、食育施策を総合的・計画的に推進することとしました。



食育基本法の中では、「食育」を次のように位置づけています。

- 生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるべきもの
- 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること

2 食をめぐる現状と課題

私たちは、様々な食品をいつでも、どこでも購入できるようになり、便利で豊かな食生活を享受できるようになりました。しかし、この反面、朝食の欠食、不規則な食事、外食・中食の増加をもたらし、栄養の偏りによる肥満や生活習慣病の増加の問題を引き起こしています。さらに、食料供給、環境保全などへの理解が薄れつつあり、「食」について、地域全体で取り組むべき課題であることを、あらためて認識しなければならない時期を迎えています。

課題1 食べることを楽しみ、感謝の気持ちを育む

楽しく食べることは食育の基本です。食卓を囲み家族で団らんすることは、食べる楽しさやおいしさを実感できるばかりでなく、食事のマナーや食への感謝の気持ちを育む機会でもあります。

また、家族で食卓を囲めば、多種類の料理も、主食・主菜・副菜もそろいやすく、栄養バランスのとれた食習慣を身につけることができます。

家族や仲間と食卓を囲むほか、一緒に調理をしたり、農作物の栽培や生産者との交流体験を通して、食の楽しさを実感し、感謝の気持ちが育まれます。

私たち一人ひとりが、食の楽しみ方を充実させていくことが必要です。

課題2 食と健康に関心を持ち、規則正しい食生活を送る

健康な体は、まず食事が基本です。食事から得られる栄養素は体をつくる材料であり、健康の基盤となります。朝食をとらないと体温や血糖値が上昇せず、午前中の身体や脳の活動が十分にできにくくなります。さらに、1日に必要なエネルギーや栄養素の不足、昼食のとりすぎ、夕食の時間が遅くなるなど、不規則なサイクルをつくりやすくなり生活習慣病につながるといわれています。

特に、子どもの健全な心身の成長には、乳幼児期からの愛情に育まれた豊かな食に関する経験と規則正しい食生活が重要です。

私たち一人ひとりが、食と健康に関心を持ち、自らの食生活を見直し、改善することが必要です。

課題3 食の安全・安心のための正しい知識を深める

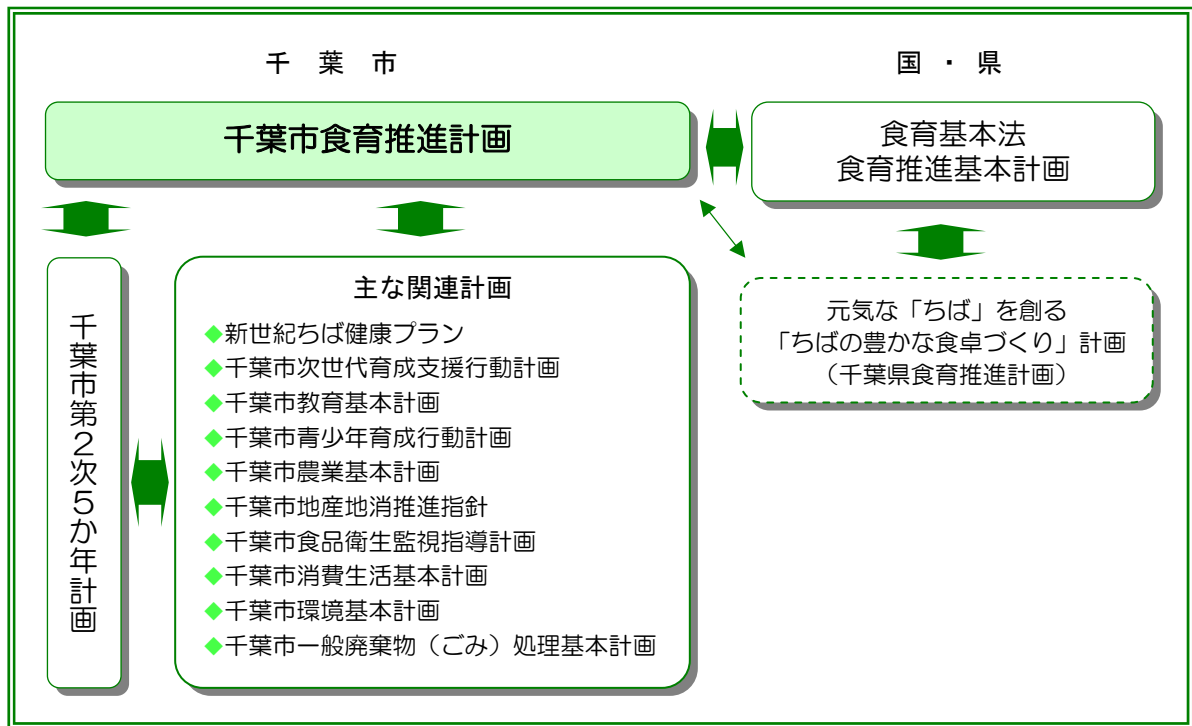
食の安全性を確保することは、食生活における基本的な問題です。しかし、現代の情報化社会では、食に関する多様な情報が溢れ、適切に情報を選択することが難しくなっています。また、近年、食品の偽装表示など、食品の安全・安心を脅かす問題や事件が多く発生しており、消費者の不安が高まっています。そのため、正しい情報の提供や発信、啓発をしていくことが重要です。

私たち一人ひとりが、正しい知識を持ち、自らの判断で食を選択する力を身につけ、健康的な食生活を実践していくことが必要です。

3 食育推進計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項の規定による市町村食育推進計画として、食育に関する基本的な事項について定めました。

策定にあたっては、健康づくりの行動計画である「新世紀ちば健康プラン」や、子どもたちと子育て家庭を支援する「千葉市次世代育成支援行動計画」など、本市の関連諸計画等との整合性を図ることとしました。



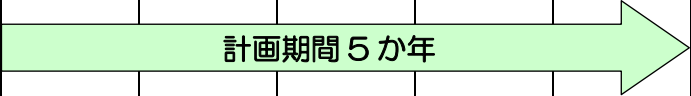
食育基本法
食育を国民運動として推進するため、食育の基本理念と方向性を明らかにし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成17年6月に成立、同年7月15日に施行されました。

食育推進基本計画
食育基本法に基づき平成18年3月に策定されました。平成18年度から22年度までの5年間の計画です。食育についての施策を総合的かつ計画的に推進し、食育を国民運動として展開するための基本的な方針、具体的な目標値が盛り込まれています。

**元気な「ちば」を創る「ちばの豊かな食卓づくり」計画
— 地域のちからで築こう「ちば型食生活」—
(千葉県食育推進計画)**
食育基本法に基づく都道府県食育推進計画で、平成20年11月に策定されました。
大地と海の恵み豊かな「ちばの食材・食品」をしっかりと噛んで味わうことから始め、「ちばの食」を実感し、食を通して郷土意識を育みながら、健やかな体と豊かな心をもった人づくりを目指します。
さらに、みんなで取り組む「ちばの豊かな食卓づくり」を県民運動として推進し、「ちば」に暮らす喜びと健康が実感できる「元気な『ちば』」を創ることを基本理念としています。
千葉県では、「ちば型食生活」の実践を通して、「食」に関する「個人のちから」を高めるちばの食育を推進しています。

4 計画期間

本計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

年 度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
食育推進計画	計画期間 5 か年 					

5 計画策定の体制

(1) 食育推進協議会の設置

本市における食育の推進に関する基本的事項を検討するとともに、総合的かつ計画的な食育の推進を図ることを目的に、学識経験者、各種関係機関・団体の代表等で構成する「千葉市食育推進協議会」を設置しました。

(2) パブリックコメント手続等の実施

市民が計画策定に参画できる機会として、パブリックコメント手続を実施しました。また、千葉市インターネットモニターとして登録している方を対象に、食育に関するアンケート調査を行いました。

これにより、多種多様なニーズや意見などを把握し、計画に反映することに努めました。